

## &lt;研究ノート&gt;

## 住居(民家)と尺度

杉本 尚次

## (1) はじめに

住居(民家)は人間の手になるものであり、多分に文化史的背景を有している。したがって建築学・社会学・地理学・文化人類学・考古学など多くの分野から研究が進められている。わが国における住居(民家)の研究は、明治43年に新渡戸稲造・柳田国男・石黒忠篤・小田内通敏らによってつくられた「郷土会」、大正6年に柳田国男・今和次郎・細川護立らによって発足した「白茅会」などが先駆であり、大正7年には両会共同で神奈川県内郷村の実態調査を実施しているから、これが住居(民家)研究の最初のものともみられる<sup>1)</sup>。大正11年、今和次郎は名著「日本の民家」を出版した。これは全国にわたる民家の現状観察を主とし、固有の日本民家41例を繊細優美なスケッチを駆使して解説したもので、構造・間取りからその生活や地域の生業との関係にまで言及している<sup>2)</sup>。小寺廉吉教授によれば、当時フランスの地理学者J.ブリューンの「人文地理学」の輪読会がもたれたようであり、建築学の分野にブリューンの影響がみられる点など興味をひくものがある。小寺廉吉教授は、昭和元年～3年(1926～28)フランス留学中に、コレージュ・ド・フランスにおいてJ.ブリューンの講義を聴講され、親しく師事されており<sup>3)</sup>、フランス地理学をわが国に紹介された業績は高く評価されるべきものである。

さて地理学では、昭和3年藤田元春の「日本民家史」<sup>4)</sup>が出版され、その分布の特色から、その形成される歴史的過程に主力が注がれた。その後建築学関係では、永い間万全を期して行なわれた資料採集の方向から住宅改善の方へ研究が向けられてきた<sup>5)</sup>。しかし建築史学が民家に関して本格的な検討をはじめたのは戦後のそれも昭和30年

代に入ってからのことである。とくに最近では都市化や農村の近代化などによって古い民家が失われつつあるので、その保存の重要性が一般にも認識されるようになった。例えば豊中市服部緑地の日本民家集落博物館、川崎市の日本民家園などはそのあらわれであり、文化庁の後援による各地の民家調査もかなり組織的に実施されつつある。さらに古い町屋が集中的に残っている奈良県今井町・高山・倉敷・萩など、町や都市そのものを文化財として保存する動きもある<sup>6)</sup>。

いま一つ戦後の研究方向として学問分野の境界を越えた協力・研究者グループによる組織的研究があげられる<sup>7)</sup>。最近では昭和35年建築学会の冬季ゼミナールで「民家の保護と調査法」と題する討論が行なわれ、建築学・民俗学・地理学などが共同で民家研究を推進すべきことが提唱された<sup>8)</sup>。その後建築学の浅野清・住居学の白木小三郎や日本建築学会近畿支部を主体として民家ゼミナールが隔月で開催されている。

昭和44年日本民族学会のシンポジウムでは「住居—民族学における物質文化の諸問題」がとりあげられ、社会人類学(石毛直道、米山俊直)・民俗学(小川徹)・考古学(桜井清彦・近森正)建築学・文化財(渡辺保忠・中村たかを)・地理学(筆者)など各分野から問題提起・討論が展開された<sup>9)</sup>。さらに昭和44年秋、日本建築学会民家シンポジウムでは、隣接科学の民家研究として、地理学からみた民家研究(筆者報告)がとりあげられた。このように各分野の交流、連帯への動きが活潑化している。

なお、建築史学においては、復原・編年調査の方法が重視されていることに触れておこう。これは以前主に国宝修理工事に利用されていたのであるが、この方法が民家の調査にも適用され、民家

研究の科学性が著しく向上したといわれている。民家の復原と編年を基本的な方法とする研究は現在の建築史学の民家研究の主流であり、もっとも得意とする分野であって、隣接科学の追隨を許さぬところである。

民家の間取りや構造を、部材に残された痕跡を手がかりとして建築当初の状態に復原して把握する方法である。この研究方法は昭和33年頃から一般化・体系化されてくる<sup>10)</sup>。大阪市立大学の建築学教室および住居学教室で行なった大阪・奈良・中国地方・四国山村の調査、東京大学建築学教室の長野県下の民家研究その他多くの業績がある。現在実施されている文化庁、文化財保護委員会の後援で行なわれている民家調査もこの方法によって行われている。歴史的な変化をとらえるため、各地でできるだけ古い民家を採集するのに力が注がれているし、このことは研究上の問題だけでなく、急速に失われつつある民家の保存の面からも重要なことである。保存という面を考えた場合、今日の民家調査・研究方法には不備な点が少なくない。例えば調査基準が各個人で全く違っていることがあるし、また研究の手引となる資料が少ない。このような欠点を補うため、日本建築学会民家小委員会では「民家調査基準」<sup>11)</sup>を作成し、民家講習会<sup>12)</sup>を開催し、さらに「民家のみかた調べかた」<sup>13)</sup>を出版して、ひろく一般への啓蒙をはかっている。また太田博太郎は、民家調査の方法を詳細に解説<sup>14)</sup>している。これらは、研究者の増加、共同研究の成果を期待していることを物語っている。このような状況を背景とし、巨視的ではあるが全国的にまとめたものとして、日本建築協会創立45周年記念出版「ふるさとのすまい—日本民家集—」<sup>15)</sup>がある。昭和41年建築雑誌「日本の民家」特集号や昭和44年建築と社会「民家の系譜と保存計画」特集号<sup>16)</sup>には、上記の新しい研究方法にもとづいた都道府県別の報告が集録されている。

現在建築学会においても、建築生産における基準尺度として、または美的構成の科学的解法として、Moduleの問題がとりあげられている。最近では、とくに伊藤ていじ<sup>17)</sup>をはじめ諸氏（建築史学）の研究が集積されている。地理学では、藤田元春が大著「日本民家史」の第3編「歴史上よりみたる家作の変化」で、上古より江戸期に至る民

家の変遷を論じられ、柱間や畳寸法、宅地割などに言及している。そして中国との関連性を強調している。

\* \* \* \*

現在の民家の形成は、近世以前からの継承であり、その変容したものである。しかしそれが定型化し、あるいは間取り、構造など基本的な面で地域的な普遍性が成立してきたのは、太閤検地以後の所謂近世以降のこと<sup>18)</sup>と考えられる。この場合、民家の建てかた（建築技術）すなわち家を建てる時の寸法の基準（尺度）はどうなっていたのであろうか。

寝殿造・書院造・神社・寺院など日本の歴史的な建築においては、中世末期から桃山・江戸時代にかけて「木割」とよぶ規格基準となる寸法があった<sup>19)</sup>。これに対して町屋とか農家には「木割」という技術はなく、素人が製材して、ユイの形で建てたのである。したがって古い民家は柱間が一定していないものもある。基準寸法をあてはめるようになったのは、大工が民家を造るようになってからのことであり<sup>20)</sup>、それは近世以降と考えられている。しかし、これとて木割法の影響とみられるのである。寝殿造・書院造・社寺建築はすべて支配階級に属した建物であり、町屋・農家（民家）は被支配階級に属していた建物である。つまり階級による建築技術系統が異なっているということであり、上級から下級への伝播<sup>21)</sup>によって木割法が民家尺度として導入されたのであろう。

本報告では、現在日本民家の尺度上の基本とも思われる柱間寸法と畳寸法をとりあげる。これは生活空間の最小的な尺度とも考えられる。以下建築学その他諸先学の資料を加味しつつ、その現状分析（地域的分布を主とする）と、その尺度の起源の問題にふれてみたい。

- 1) 杉本尚次「民家研究の展望—成果と動向—」（『日本民家の研究』ミネルヴァ書房、pp. 2~43, 1969）
- 2) 今和次郎『日本の民家』相模書房（1922）
- 3) 小寺廉吉「ジャン・ブリュン教授の思い出」（『郷土』2, pp. 1~10, 1930）
- 4) 藤田元春『日本民家史』刀江書院（1927）
- 5) 伊藤ていじ・稲垣栄三・大河直躬・田中稔「民家研究の成果と課題」（1）（『建築史研究』21, 彰国社, 1955）
- 6) 伊藤延男「民家保存の種々相」（『建築と社会』Vol. 50, pp. 50~52, 1967）
- 7) 伊藤ていじ・稲垣栄三・大河直躬・田中稔「民家

研究の成果と課題」(II) (『建築史研究』22, 彰国社, 1955)

- 8) 有馬を会場として、約50名の参加であった。建築学関係が大部分であるが地理学・民俗学から小川徹(法政大), 林宏(奈良教育大), 筆者らが参加した。
- 9) 日本民族学会「シンポジウム・住居—民族学における物質文化の諸問題—」(『民族学研究』34-2, pp. 172-191, 1969)
- 10) 太田博太郎は、戦前の民家研究が歴史的研究まで進まなかった点を指摘、歴史的資料として使うためには当初の姿に復原することが必要であるとする。文化財建造物の修理に直接関係した人でないとこの仕事はできないとし、この研究技術を民家調査に導入して井川村(静岡県)で最初の調査を試みている。大阪市立大学工学部建築学教室で行なった吉村邸の調査も復原・編年を研究方法として導入した初期の試みである。
- 11) 日本建築学会民家小委員会「民家調査基準I, 復元的調査および編年」(『建築雑誌』別刷版, 1960.5)
- 12) 日本建築学会関東支部主催で1964年開催され、建築学以外の教師・学生など多数の参加があり盛会であった。
- 13) 文化財保護委員会監修『民家のみかた調べかた』第一法規(1967)
- 14) 太田博太郎「どんな民家が古いか、民家調査方法(その1)(その2)」(『信濃』18-9, pp. 51-58, 18-10, pp. 46-51, 1966), 「民家の復原調査(1)(2), 民家調査方法(その3)(その4)」(『信濃』18-11 pp. 45-53, 18-12, pp. 41-48, 1966), 「建立年代の調査・民家調査方法(その5)」(『信濃』19-2, pp. 41-47, 1967), 「民家調査のまとめ、民家調査方法(その6)」(『信濃』19-3, pp. 217-224, 1967)
- 15) 日本建築協会創立45年記念出版委員会『ふるさとのすまい』日本建築協会(1962)
- 16) 『建築雑誌』Vol. 81-963, 特集日本の民家(1966) 『建築と社会』Vol. 50-10, 特集、民家の系譜と保存計画(1969)
- 17) 伊藤ていじ『中世住居史』東大学術叢書14, (1958) 『民家は生きてきた』美術出版社(1963)・『民家』日本の美術21, 平凡社, (1965) その他
- 18) 白木小三郎『近世における在方の住居家構に関する研究』pp. 1-4, (1963)
- 19) 伊藤ていじ『中世住居史』東大学術叢書14, pp. 7-22 (1958)  
大森健二「日本の古建築における基準寸法」(『建築と社会』vol. 38-1, pp. 45-47, 1957)
- 20) 「普通には木割術に習熟した大工(堂営大工)は、町屋や農家を建てることはできるが、町屋や農家を建てる大工(家大工)は、神社や寺院を建てることをしない」  
伊藤ていじ「住居の歴史」(『郷土研究講座3, 家』所収, 角川書店, p. 215, 1958)
- 21) 小倉強「民間建築用語について」(『農村建築』34, pp. 2-3, 1956)

## (2) 柱間寸法と畳寸法

—現状、地域的分布を中心として—

畳を部屋に敷きつめる場合、次の二つの方法がある<sup>1)</sup>。①柱の位置および大きさを決定した後、敷居内法に適宜畳をおさめる方法(柱割・真々柱間) ②規格化された畳の割付けを考えてから、その外側に柱を配置する方法(畳割・内法柱間)である。①は関東に多く、②は関西に多いが、畳があらわれたのは約400年前のことであり<sup>2)</sup>、民家に普及しはじめたのは江戸時代に入ってからである。以上のことと関連して「京間は6尺5寸、田舎間は6尺という習性があったから、今日でも京阪の畳は6尺3寸あるから部屋が広い。東京は田舎間であるから一畳につき3寸ずつ短い。同じ6畳でもやや狭い」<sup>3)</sup>。このことは現実によくの生活上の問題をもっており、都市ではかなり田舎間が増加しているが、関西・関東の差は大きい。このように柱間寸法も畳の寸法も密接な関連をもち、地域による差が認められるのであるが、現在の時点に立って、その分布をめぐる種々の問題を検討してみよう。

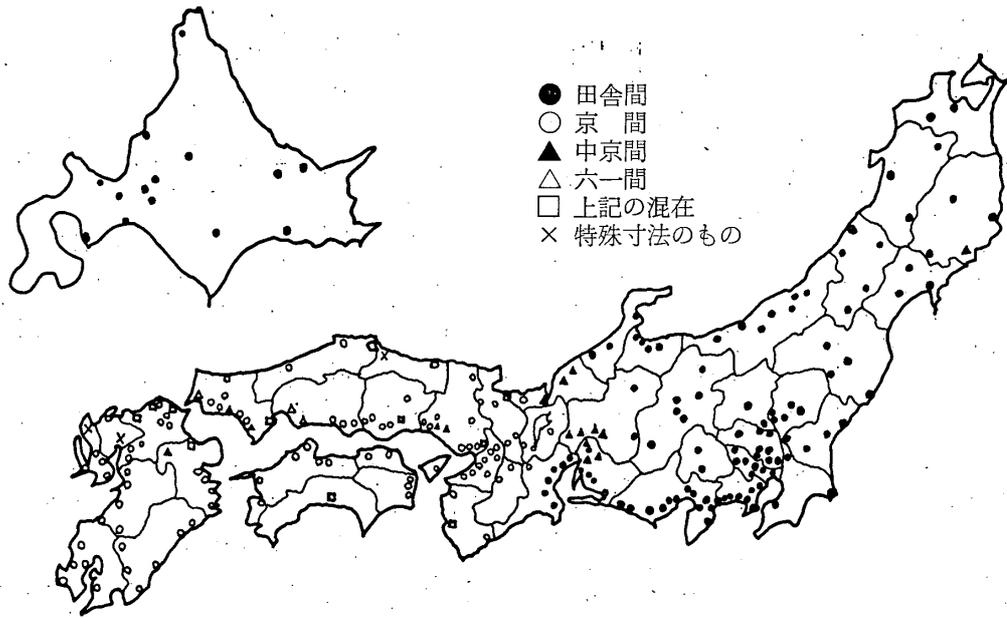
畳の規格は、内法制・真々制の別と畳の縦横寸法とによって表1のように分類される<sup>4)</sup>。

表1 畳規格の分類(新海・古川氏による)

名称	畳長	畳巾	一間	備考
田舎間	5.80尺	2.90尺	6.00尺	真々制
京間	6.30	3.15	6.50	内法制
中京間	6.00	3.00	6.20	内法制
六一間	6.10	3.05	6.30	真々制 (内法制)
	6.20	3.10	6.40	内法制
その他	6.50	3.25	6.70	内法制

従来行なわれた畳寸法の調査としては、市浦健・中村伸両氏の研究<sup>5)</sup>、日本工業調査会建築部会専門委員会の調査および建設省住宅局住宅企画課が行なった「住宅に使用される畳の種類に関する調査」新海悟郎・古川修氏の研究<sup>6)</sup>などがある。前2者は都道府県単位であるが、後者は都市別の調査を実施している。

都市についてのアンケート調査による畳規格別都市分布図(第1図)<sup>7)</sup>をみると、巨視的には全国



第1図 畳規格別都市分布 (新海, 古川氏原図)

都市を田舎間と京間に2分しており、その中間に中京間が介在している。すなわち小浜市を中心とする若狭から越前地区、岐阜県の大垣・関・多治見市を中心とする南部(美濃)、一宮、瀬戸市を中心とする愛知県北部(尾張)に中京間が分布しており、それより以東、北海道までほぼ田舎間分布地域、以西九州までほぼ京間が分布している。

田舎間分布地域の都市には京間・中京間などは介在しない。しかし京間分布地域では、京間以外の畳規格を使用する都市(その周辺の小地域を含む)が混在している。例えば広島県西部の安芸地方では広島間と称する六一間(6.10尺×3.05尺)。関門地方では関間と称する六一間(6.10×3.05)があり、佐賀・佐世保では佐賀間と称する独特の寸法(6.20×3.10)がある。なお西日本では岡山県のみは一間6尺5寸の真々制である。以上は都市およびその近郊を中心にみたのであるが、都市と郡部を対比してみると、田舎間分布地域でも東北などの場合、郡部に京間・中京間を使用している地区が僅かながら点在している。しかし都市ではほとんど田舎間に統一されている。これに反し、京間分布地域の西日本では、郡部はほとんど京間を用いているが、都市のみが他の畳規格を使用している例がある。以上のような畳規格の地域差は、明治以前からのものに影響されているのであるが、同時に都市発展にともなう新規格の導入も重要である。とくに巨大都市東京の発展により、東京の

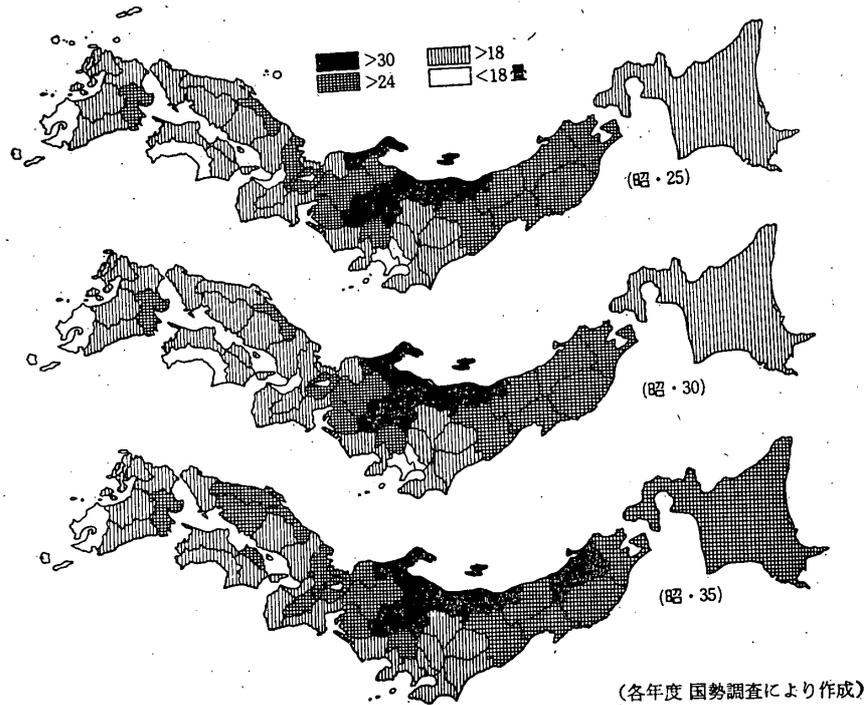
住宅(田舎間=六尺間)が各地に普及しつつあり、この傾向は戦後とくに著しいようである。例えば東京は空襲によって80万戸焼失したが、この復興のため各地の木材が大量に流入し、東京の規格に合わせて軸部材を変化させる傾向が強まった<sup>89)</sup>。

次に畳寸法の相異による室面積を比較すると表2のようになる。

表2 畳規格別室面積倍率 (新海・古川氏による)

	田舎間	中京間	六一間	京間
3 畳間	1	1.10	1.13	1.21
4 畳半間	1	1.08	1.12	1.19
6 畳間	1	1.07	1.10	1.18
8 畳間	1	1.06	1.09	1.17
10 畳間	1	1.05	1.08	1.16

表2は、田舎間を基準とし、他の畳寸法による室面積の倍率を示したものである。例えば同じ6畳間であっても、室面積は田舎間に対し、中京間は1.07倍、六一間は1.10倍、京間は1.18倍という開きがある。また、当然のことであるが室が小さくなるほど相異は著しい。田舎間に対して京間は平均1.15倍となる。住宅関係の統計類を利用する場合には、これらを考慮に入れておかねばならない<sup>90)</sup>。例えば持家1戸(1世帯)当り畳数(住宅規模)を国勢調査により昭和25年から、昭和35年に



第2図 1世帯当り量数, 持家(都道府県別)

ついて全国都道府県別に示すと、全般的に規模上昇という変化があるが、大規模、小規模地域の著しい変動が少ない点が明らかとなる(第2図)。

(A) 都市地域・工業地域の住宅が小規模であり(東京・大阪・神奈川・福岡)、農山漁村との生活様式の相異を示している。

(B) 石川・富山・新潟・長野・秋田は、大規模地域の上位5県であり、昭和25年以来変動が少ない。この他、東北諸県と福井、岐阜、山梨が大規模地域である。これは開拓地という特殊性をもつ北海道を除けば、積雪・寒冷地域であり、単作地域という営農地域ともほぼ一致している。積雪による屋内生活の多い地域であり、イロリを中心とした広間型の分布地域であって、自然のおよぼす影響を内包した生活様式を顕著に反映したものと思われる。さらに東北6県と新潟県は1世帯当り人員も多く、西日本とのはっきりした差が認められる。このような家族構成、あるいは家族制度との関連もみのがせない。

(C) 関東・東海から近畿以西の西日本は、東北・北陸・中央高地に比べて、全国平均に近いが、それ以下で、一般に小規模である。長崎県を除けば、西日本太平洋沿岸諸県が極めて小規模である。これは戸外労働の多い漁業的性格や林業的特性、あるいは経済的貧困性を示すようであり、また各

棟が小規模で、機能ごとに分離する傾向のあらわれともみられよう。量数(住宅規模)を全国市町村別に検討した場合<sup>10)</sup>もほぼ同様の分布傾向である。

以上のような統計資料では畳寸法の地方差を考慮した補正を行っていない。上記の量数(住宅規模)分布について、京間の主要分布地域である近畿以西について京間相当の15%増加させた場合、差は縮小され、多少分布に変化はあっても傾向が逆転することはない。補正を行っても、西日本は、東北・北陸・中央高地に比べてかなり小規模である。

柱間や畳寸法の地域差について今少し検討を続けよう。近畿に比べて後進地域といわれる東北地方の場合、畳に合わせて柱間をきめる(内法柱間)畿内の方法が普及しなかった。仙台藩では1間を6尺3寸ときめており<sup>11)</sup>、一般に真々6尺3寸間が多い。古い民家は6尺5寸であり、その他6尺3寸5分とか6尺6寸など、まちまちである。これらは畳の普及しない時代の名残りかも知れない。

関東から東海(浜松)以东にかけての民家では、1間は6尺である。しかし農家に少し異なった例がある。例えば群馬県の農村では6尺2寸を1間とする制が残っている<sup>12)</sup>。畳寸法は田舎間畳の5.8×2.9尺とちがって6.0×3.0尺であり、前記

の中京間とほぼ同じである。群馬県の場合、養蚕と民家との関係も注意しなければならない。

湖北（滋賀県北部）から福井にかけては、6尺、6尺3寸、6尺1寸と混在している。信州・甲州は1間6尺真々制であり、関東地方から新潟県の一部、東海（駿遠）地方も同一地域である。例外的地域として、尾張藩支配下の木曾谷地方が尾張の民家と同様の中京間の混在がみられる。これは木曾・飛驒の高峻な山脈など自然の障壁も無視できないが、領主支配関係の変遷が強く影響しているようである。もう一つの例として飛驒高山の場合、畳の大きさは5.8×2.9尺である。この分布は南は小坂までであり、それ以南は6.0×3.0尺の分布地域に入る。これに比べて、5.8×2.9尺の畳は富山・高岡・金沢・輪島へひろがっている<sup>13)</sup>。このように畳寸法からみて高山民家の系譜は岐阜・名古屋よりも北陸地域へつながる。白川から五箇山にかけて分布する合掌造は、大工が越中・能登からくるので、建築技術は北陸のものが入っていることになる。白川村では、畳のある部屋（デエ・ブツマ）は畳に応じて柱間をきめるので、ここでの1間は6.15尺であり、畳を敷かない板敷の部屋（オエ・ダイドコロ）は柱間が不同で6.5尺から7.0尺まで種々あり<sup>14)</sup>、古さを物語っている。

京都の町屋は6.3×3.15尺（京間）の中心地であり、東へは滋賀県江南地方の大津・石山・近江八幡辺りまでのびる。彦根では6.3尺と6.0尺畳が混在し、大垣へ入れば6.0尺畳地域となる。これに対して京間の西への分布圏は広く、九州まで及んでいる。

宝塚の奥にある生瀬の宿場町は京間を使っているが、延宝5年（1677）摂州有馬郡生瀬村馬借村絵図には表口と裏行を明示しており、規模が判る<sup>15)</sup>。それによると間口3～4間、奥行4～6間の規模が最も多く、妻入の多い宿場町としての特色を示している。住宅規模あるいは密接な関連をもつ宅地規模の考察、とりわけ各時代における規模の比較検討は重要な仕事である。中世庄園や都市の宅地や住宅規模については渡辺久雄<sup>16)</sup>・伊藤ていじ<sup>17)</sup>らの研究があるが、これらの資料を地域的・歴史的に比較考察する必要がある。

現在近畿西部から山陽地方の柱間は岡山県下を除いて6.3尺内法制（畳割）が多いが、室町時代

には、畳によって柱間の内法寸法をきめるのではなく、柱の真から真までの距離（真々）できめる柱割であった<sup>18)</sup>。しかもこの柱間は現在より広く、六甲北麓の千年家<sup>19)</sup>でも1間は6.6尺～6.8尺くらいであるし、奈良県吉野郡賀名生の堀家では6.7尺である。過去のものでは7尺の例もある<sup>20)</sup>。近世に近づくにしながら柱間が狭くなり、6.5尺～6.3尺に安定したものと思われる。

瀬戸内海沿岸地域はほとんど6.3尺の畳によって柱間をきめており、いわゆる京間畳である。これは近畿以西では若干の例外を除いて広く分布している畳の規格寸法であり、瀬戸内海沿岸地域の民家は、近畿民家と密接な関係をもっている。

四国では6.3尺畳（本間）が多いが、その他に古い民家や山村の民家になると合間（6.2尺または6.15尺、6.0尺）がみられる。高知の武家住居が6.0尺田舎間である（六間という）<sup>21)</sup>これは旧藩時代山内氏が掛川から移ったことと関係があるようであって、ここにも歴史的背景とのつながりがみられる。

九州では佐賀藩領内の民家（6.2×3.1尺）以外は大体京間である。京間畳の西日本への流行は圧倒的であり、文化交流の盛んであったことが推察される。規模の小さい佐賀間については、佐賀鍋島藩の政治的統制とみる人もあるし、特有なクド造との関連を考える人もある<sup>22)</sup>。

- 1) 内藤 昌「遺構におけるタタミ割の発生過程について」（『日本建築学会論文報告集』60, pp. 609～612, 1957）
- 2) 伊藤ていじ『民家は生きてきた』p.11, 美術出版社（1963）
- 3) 藤田元春『日本民家史』p. 468, 刀江書院（1928）
- 4) 新海悟郎・古川修「畳規格の地域差について」（『日本建築学会研究報告』29—2, pp. 103～104, 1954）  
新海悟郎『家の寿命』pp. 120～124, 彰国社建築文庫, 30（1958）
- 5) 市浦健, 中村伸「住宅の基準寸法について」（『建築学会論文集』25, 1942）
- 6) 新川・古川, 註(4)前掲書
- 7) 「調査は、工法の現状と沿革とに分けた2枚の調査表を全国280都市の建築担当課に送付し、土地の古老、大工などの意見を充分いれた上回答してもらった。調査表は昭和28年9月19日発送、昭和29年1月20日迄に246都市の回答を得た。」註(4)前掲書
- 8) 伊藤ていじ, 註(2)前掲書
- 9) 「民家の大きさ、すなわち住宅内部を規定する住宅規模は、昭和16年に行なわれた大都市住宅調査以降、畳数によって表わされ、民家研究における統計資料の最も重要なものとなっている。畳数は住居の

居住部分を示すのが普通であり、全体の広さの有力な指標となりうる。しかし畳数資料については諸批判もみられる。これを使用する場合、都市における2世帯以上の複合居住のある点、家族人員の問題、容器(家屋)自体の問題など、都市と農村という社会条件の相異のあること、さらに間借りが二重計算されて水増しのある点などを考慮に入れる必要がある。畳数資料は国勢調査(昭25, 30, 35, 40)と住宅調査(昭28, 33, 38, 43)にみられ、調査年次を追って欠点を整備しているから、住宅規模(畳数)の地域的分布を巨視的に把握するには充分科学的価値をもっている。なお畳数以外の統計資料としては、農林省の農家経済調査・農業集落調査・建設省の農漁家住宅実態調査・生活改善実行グループ全国連絡研究会の行なった農家住生活改善調査などがあり、民家研究上有力な指標となるものがかなり含まれている。

杉本尚次「住宅に関する統計資料」(『人文地理』10-5.6, pp. 96~100, 1959)

杉本尚次『日本民家の研究』pp. 100~108, ミネルヴァ書房(1969)

- 10) 三輪 恒「住宅の規模分布(2)―畳数の地域差について―」(『日本建築学会論文報告集』115, pp. 38~43, 1965)
- 11) 小倉 強『東北の民家』pp. 162~163, 相模書房(1955)
- 12) 浜口幹三郎・原田龍雄『赤城山麓の民家』pp. 61~62, 群馬県教員組合勢多支部(1948)
- 13) 伊藤ていじ・二川幸夫『日本の民家―高山・白川―』pp. 4~5, 美術出版社(1953)
- 14) 稲垣栄三「山村住居(白川村)の成立根拠」(1)(2)(3), (『建築史研究』10.12.15, 1952)
- 15) 杉本尚次「西宮市の集落と住宅」(『西宮市実態調査報告』pp. 83~84, 1963)
- 16) 渡辺久雄「中世庄園に関する地理学的一考察」(『人文研究』13-11, pp. 13~15, 1962)
- 17) 伊藤ていじ「小五月郷の家屋の規模分布―中世奈良の研究(1)―」(『建築史研究』14, 1954)
- 18) 伊藤ていじ『中世住居史』pp. 131~133, 東大学術叢書14(1958)
- 19) 村田治郎・増田友也・山本栄吾『山田の千年家』神戸市教育委員会(1959)
- 20) 伊藤ていじ, 註(前掲書)
- 21) 鶴藤鹿忠『四国地方の民家』p. 204, 明玄書房(1968)
- 22) 蔵田周忠『民家帖』pp. 261~280, 古今書院(1955)

### (3) その発生をめぐる問題

前章では現在の民家を中心として、畳寸法や柱間寸法などをみたが、これら生活の場、狭義の生活空間をきめる尺度がどのようにして生まれたのであろうか。この畳寸法や柱間寸法の起源に関しては最近建築学会でも注目している。

民家に専門的な基準寸法をあてはめるようにな

ったのは、前記のように江戸時代に入って大工が民家を造るようになってからのことであり、それ以前はユイの形で建てたのであろう(古い民家の柱間はまちまち)。したがって基準寸法的なものは、やはり木割法から影響を受けたものと思われる。おそらく武家住居の木割法は、庄屋層の座敷などを通して一般民家へ伝播したものであろう。

東北地方では、江戸時代を通じて柱間に変化があり、時代によって一定していない。これが漸次縮少し6.5尺が6.0尺になってしまう。柱間縮少しは近畿地方でもみられるが、これは室町時代後半におき、そしてこれらが桃山時代から江戸時代にかけて安定し、1間を6.5尺とする京間が完成する<sup>1)</sup>。このような柱間の変化過程が東北地方と近畿地方において200年近い差のあることは、技術的、経済的な先進地域と後進地域の特性を示すものといえよう。

畳は桃山時代頃から商品として市場に出るが、その数は少なく、社寺・武家住居が需要先であった。しかし階層分化が行なわれ、新興町人層が興隆してくると貨幣経済が浸透し、畳の需要は急増し、手工業的な規格品として登場する<sup>2)</sup>。

柱間寸法の6.5尺はおそらく太閤検地の時の尺度であり、享保の検地の時6.0尺にした<sup>3)</sup>。要するに先進的な近畿地方のものをとりあげている。新検には1割近い差があるため関西が反対しており、結局生活の中に入り得ず、現に畳規格として残ったのではなかろうか。また、この尺度をさかのばれば、条里地割・村落・屋敷割や古代尺との関連などの検討も必要となってくるようである。

わが国の建築では柱間寸法が設計基準として重要な意味をもつものであり、しかも7.0尺間、6.5尺間、6.0尺間など種々ある。中でも6.5尺間は俗に京間とよばれる。内藤昌はこの6.5尺間の発生年代について考察している<sup>4)</sup>。まず6.5尺の発生について、その発生が主として平安京の町割にあるとする喜田貞吉・藤田元春両博士の研究をとりあげている。6.5尺は半端な数字であるため、発生の要因を論じた従来の研究は、6.5尺の数値を合せる操作に終始していると批判する。喜田・藤田説は数値的に厳密で、明確に6.5尺という長さを算出している<sup>5)</sup>が、内藤昌は建築との関係において二説の矛盾を次のように指摘している。喜

田説については、6.5尺間が京の町割から発生したとすれば、平安京の町割が完成した8世紀末より6.5尺間の存在を明らかにするものがあるべきである。内藤昌の調査では、その傾向は全くない。鎌倉初期においても関野克博士の研究によれば、街が発達するにつれて間口が狭くなって細分する傾向が生じ、間口は25尺程度となる。絵巻物によれば当時の町屋は正面3間であるところから1間は8.0尺前後であったことがいえる。したがって6.5尺間が存在したことは考えられない。建築の柱間が7.0尺間・6.8尺間・6.6尺そして6.5尺間と縮小される傾向があったことを考え合せると、6.5尺間が単に京の町割から発生したと一元的に断定するのは困難になってくる。藤田説については、その根拠は喜田説と同じであり、その矛盾はそのまま適用される。とくに問題となるのは、周垣のために40丈を60間とみないで若干の余裕をみて1丈引き39丈を60分したこと。若干の余裕が1丈であるという理由はない。

喜田・藤田説は数値を合せることに問題があること、度量衡は現在のように統一されていたわけではなく、明確になっている尺度でも多くの種類があったのであるから、6.5尺という数値を合せるのに分や厘を問題にするほど厳密性は要しない。6.5尺間が京の地割に間接に関係があったかもしれないが、喜田・藤田説のように直接関係があったとは考えられないとしている。内藤昌は建築学者であり、単なる机上操作ではなく、遺構や古文書を使い、当時の歴史的背景を考慮しつつ次のように考察している。

寝殿造系統の建築の柱間は、8.0尺間、7.0尺間など漸次縮小の傾向がみられること。寝殿造の伝統は室町時代後半まで続いているが、この頃になると住宅建築は旧様式では満足できず、新形式である書院造への変化をたどっていたこと。応仁・文明の兵火による京都の街の一変、鎌倉時代以降維持していた平安都城の面影が失われたこと。この頃に6.5尺間が発生したとしている。多くの文献を引用し、6.5尺間の最初のものとして、大乗院寺社雑事記、文明13年1月15日(1481)の条をあげている(……礼堂ハ本面九間南北行、奥エ三間也。今度ハ奥エ四間分通也。面一間通ハ可為広縁云々、柱ハ山出五寸、間ハ六尺五寸分也云々…

…)。<sup>6)</sup>遺構については、文明17年(1485)建立の慈照寺東求堂の基準柱間の6尺5寸4分などを示している<sup>7)</sup>。さらに柱間だけでなく、東大寺文書によって宅地割に使用された基準単位として1間を6.5尺にする制がみられる点を指摘している<sup>8)</sup>。そして6.5尺間の発生年代を大体文明末年(1480)頃としている。とくに6.5尺は他と異なって2倍すれば13尺という完数になる数値上の便利さがあるため、一般的に使用されるようになったものと考えられる。この室町中期は、部屋に畳が敷かれるという(民家ではない)住宅の新たな傾向の発生をみた時代であるから、この時代に6.5尺間が形成されたとするならば、畳との関係がとくに深いのではなからうか。そして民家にこの尺度が導入されるのは、時代的にズレのあることは当然である。

内藤昌は「畳割」の発生について、室町時代以降に建立された住宅遺構(書院造が多い)を実測した結果にもとづき詳細な研究を行なっている<sup>9)</sup>。対象となった遺構について畳規格を分類すると、京間規格が圧倒的に多く、中京間、田舎間の住宅は極めて少ない。しかも京間規格の遺構は、大徳寺黄梅院方丈(天正16年(1588)建立という)をはじめ、大部分は近畿(京都周辺)である。田舎間・中京間については畳割遺構が少なく、このことから断定するのは問題であるが、現在の畳規格の分布をみた場合、京間・中京間・田舎間の分布地域と遺構との関連が考えられる。遺構は換言すれば上層の建築であり、この技法が民家に普及していったことが考えられる。勿論時代的に少し遅れて導入されていったものと思われる。

- 1) 伊藤ていじ『民家は生きてきた』p. 197, 美術出版社(1963)
- 2) 伊藤ていじ, 註(1)前掲書
- 3) 白木小三郎教授(大阪市立大学家政学部住居学)の御教示による。
- 4) 内藤昌「6尺5寸間の発生について」(『日本建築学会論文報告集』57, pp. 473~476, 1957)
- 5) 喜田貞吉説(『歴史地理』1913.6所収)「京の地割をなすにあたって、当時の1里をもって各坊の長さを定め、左右に大路と共に小路3条を通じ、これを縦横に交叉して坊内を16町に分けた。その結果、各町は40丈四方となる。この京内の1町は40丈となり、これを60分したもの、すなわち $6\frac{2}{3}$ 尺を1間とした。後に曲尺をもってこれを測るにおよんで、曲尺の9寸7分5厘は和銅尺の1尺になることから、 $6\frac{2}{3} \times 0.975 = 6.5$ となり、6尺5寸間が発生した」

藤田元春説（『尺度綜攷』1929所収）「普通1町は60間、36丈であるが、京の1町は40丈である。……そして一つの坊ごとに周垣があり、その垣の半からさきは町の地面に食い込んでいる。したがって40丈全部を8間に等分することができない。そこで若干の余裕をみて1町、40丈を60間とみないで39丈の60分に近い京間1間6尺5寸という長さができたのである。」

- 6) 建築の規模を示すのに何間、何面という形式を用いた記録は古くからみられる。  
渡辺久雄「中世庄園に関する地理学的一考察」（『人文研究』13-11, pp. 13~14, 1962）
- 7) 「文明末年建立の山崎妙喜庵（書院）6尺5寸4分。延徳元年（1489）建立、慈照寺銀閣（観音堂）6尺5寸3分」など、内藤 昌 註(4)前掲書
- 8) 「東大寺文書、文明18年（1486）12月26日の記、法却造司屋敷新券文事、合口六間ノ中六尺五寸間定、奥廿一間右此敷地者自先師相伝多年知行……」内藤 昌 註(4)前掲書
- 9) 内藤 昌「遺構における畳割の発生過程について」（『日本建築学会論文報告集』60, pp. 609~612, 1958）

#### (4) む す び

以上、生活の小さな空間ともいえる家屋を規定する尺度、すなわち柱間寸法や畳寸法について現状分析とその発生について展望した。さて2米=1間の提唱は明治以来続けられているが、これの普及は困難といわれる。これは東西二大畳規格の存在と、木材との関係で、山元の大工・木工関係者が伝統的な尺度を墨守していることなどがあげ

られる。わが国はメートル制であるが、建築に関する限り一般的施行は遅れるようである。民家調査基準でもメートル制との併用である。このように現代の問題にしても、その変革には種々の障壁がある。これは生活に深く浸透しているからであろうか。

(1) 畳規格の分布では地域的な特色、とりわけ各地域の歴史的背景との関連は重要である。住居（民家）にひそむ技術（尺度を含む）システムとその分布を把握し、各時代の生活様式との関連を探ること。

(2) 住宅規模（畳数）の統計利用について尺度の相異を充分考慮して取扱うことが必要である。

(3) 民家の尺度は上部階層からの影響、とくに木割法が地方支配層の住宅を媒介として普及して行くこと、したがって時代的にズレをもっていること。全国的にみて近畿地方の先進的な性格が明らかである。

(4) 住居（民家）研究における尺度の考察は建築学以外ではあまり注目されなかったが、前記のように種々の問題をもっている。本報告では、条里集落や中世・近世の町屋、村落の規模、宅地割との関係などに言及できなかった。柱間寸法と畳寸法の地域的な素描に終わったようである。御批判御教示を乞う次第である。